

株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス
私的録音補償金分配規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス(以下「JRC」という)が、著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)第11条第1項第5号に規定する事項として、著作権法第30条第2項に定める私的録音録画補償金のうち、私的録音にかかる補償金(以下「補償金」という)に関して、社団法人私的録音補償金管理協会(以下「SARAH」という)の分配規程に基づき、SARAH から社団法人日本音楽著作権協会(以下「JASRAC」という)を通じて受領する補償金について、著作権法第21条に定める権利を有する JRC の委託者(以下「委託者」という)に対する分配の方法について定めることを目的とする。

(分配対象著作物)

第2条 分配対象著作物は、JRC との管理委託契約に基づき、著作権者より、補償金の計算対象期間内のレコードに関する利用許諾に関する管理を委託されている著作物であって、且つ当該補償金の計算対象期間内に行われたレコード(但し、JRC 管理委託契約約款第2条第3項に定めるものから「ICチップ、半導体メモリ等の記憶媒体」は除くこととする。)に関する利用許諾に基づいて JRC が使用料を徴収した著作物(以下「分配対象著作物」という)とする。

(分配対象著作権者)

第3条 分配対象となる関係権利者(管理委託契約約款第9条第4項に定めるところによる)は、分配対象著作物の著作権者として、管理委託契約約款第2条4項にかかる私的録音に関する補償金の受領について、JRC と管理委託契約を締結している著作権者とする。

(分配期及び分配対象補償金)

第4条 補償金の分配期及び分配対象補償金は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象補償金
9月	前年度上期(4月1日～9月30日)分として、6月に JASRAC から受領した補償金
3月	前年度下期(10月1日～3月31日)分として、12月に JASRAC から受領した補償金

(分配資料)

第 5 条 第 2 条の分配対象著作物及び第 8 条の分配点数は、JRC が著作物使用料の管理を行った結果として保持する機械的な処理記録に基づいて確定し、補償金の分配に用いる分配資料とする。

(分配金受領者の確定)

第 6 条 分配対象著作物の分配金受領者の確定基準日は下表のとおりとし、JRC は各分配期の確定基準日における分配金受領者に分配する。

分配期	分配金受領者の確定基準日
9 月	6 月 30 日
3 月	12 月 31 日

2 各分配期における分配金受領者の確定は、前項で定める確定基準日の 10 日前までに提出された著作物資料によるものとする。

3 著作物資料がないなどの理由により、JRC が本状第 1 項に定める確定基準日までに分配金受領者を確定することができないときは、補償金の分配を留保する。

(分配率)

第 7 条 分配対象著作物の関係権利者に対する分配は、作品届出時に委託者が届け出た分配率に従うこととする。

(分配点数)

第 8 条 分配対象となる各著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積を当該著作物の分配点数とする。

(1) 基礎点数

分配対象者の取分の和 / 全分配金受領者の取分の和

(2) 出庫数

レコードの分配資料における「出庫数」又は「製造数」

(分配計算)

第 9 条 各著作物に対する分配額は、次に掲げる計算式によって算出する。

各著作物に対する分配額 =

(著作権者分配金の額 / 分配対象となる全ての著作物の分配点数の和) ×
各著作物の分配点数

2 分配金受領者に対する分配額の算出は、前項により算出した結果について、各著作物単位の分配額を集計した後、第 7 条に基づき行う。

(管理手数料)

第 10 条 JRC は、JASRAC より受領した補償金の 5% を分配手数料として控除する。

(著作権者分配金)

第 11 条 JRC は、JASRAC より受領した補償金を著作権者分配金とする。

(次期分配資金への繰入れ)

第 12 条 第 9 条の分配計算に際して生ずる 1 円未満の計算端数金は、次の分配期において、
著作者分配金に繰入れることとする。

(支払計算書等の交付及び送金)

第 13 条 補償金の分配に係る支払計算書等の交付及び送金は、毎年 9 月及び 3 月に行う著作物使用料の分配に合わせて行うものとする。

(分配結果の報告)

第 14 条 JRC は、補償金の分配を行った結果について、毎事業年度終了後 45 日以内に、
JASRAC の定める内容により JASRAC に報告書を提出するものとする。

(本規程の変更)

第 15 条 本規程の変更手続きについては、JRC の管理委託契約約款第 14 条に定める管理委託契約約款変更手続きの規定を準用する。当該手続きに基づき本規程を変更した場合は、JRC はその内容について JASRAC に速やかに届け出るものとする。

附 則

(実施日)

本規程は、平成 18 年 2 月 15 日より施行する。